	又は第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器（以下「圧力容器」という。）の設計、工作又は検査について二年以上の経験があるもの	
二・三　（略）		二・三　（略）
備考　（略）		

（クレーン等製造許可基準の一部改正）

第二条　クレーン等製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主任設計者） **第四条**　製造しようとするクレーン等の主任設計者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次条第一号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次条第一号において同じ。）において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次条第一号において同じ。）で、その後五年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの 二・三　（略）	（主任設計者） **第四条**　製造しようとするクレーン等の主任設計者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次条第一号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次条第一号において同じ。）において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。次条第一号において同じ。）で、その後五年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの 二・三　（略）

（労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者の一部改正）

第三条　労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者（昭和四十七年労働省告示第百三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者は、次のいずれかに該当する者で、同条第一号の厚生労働大臣が定める研修を修了したものとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後四年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの 二～六　（略）	労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者は、次のいずれかに該当する者で、同条第一号の厚生労働大臣が定める研修を修了したものとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後四年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの 二～六　（略）